



埼玉県と行田市から  
お知らせです



埼玉県のマスコット  
コバン

## 滞納整理強化期間

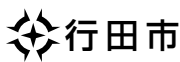
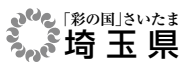
平成25年11月～平成26年1月



税金の滞納は、期限内に納税している方との公平を欠くものです。

埼玉県・行田市では、集中的に滞納者への催告や財産の差押えなどを行います。

特別な事情があって納税できない場合は、ご相談ください。



埼玉県・市町村  
個人住民税徴収確保  
対策協議会

▶問い合わせ 収納課収納担当(内線236・237)

## 給与所得者の市県民税は 特別徴収で納税を

給与所得者の市県民税は、法令により、事業者が給与から特別徴収(給与天引き)して、従業員に代わり市町村に納税することとなっています。

埼玉県および県内全市町村では、特別徴収のさらなる徹底を図るため、平成27年度から、原則全ての事業者を特別徴収義務者に指定する取り組みを進めています。特別徴収への切り替えが円滑に行えるよう、準備をお願いします。

### 【事業者の皆さんへ】

- ・所得税の源泉徴収だけでなく、市県民税の特別徴収も行う必要があります。
- ・原則として、パート・アルバイトを含む全ての従業員から市県民税の特別徴収を行う必要があります。
- ・市県民税の税額計算は市が行います。所得税のように、税額の計算や年末調整をする必要はありません。

### 【従業員の皆さんへ】

特別徴収になると・・・

- ・納税の手間が省けます。
- ・普通徴収は年4回払いですが、特別徴収は12回払いなので、1回当たりの負担が軽くなります。
- ・複数の会社に勤務している方は、それぞれの会社から特別徴収されるのではなく、1つの会社から徴収されます。主な給与以外に報酬などがある方は、その旨を支払先にお伝えください。

▶問い合わせ 税務課市民税担当(内線231)または行田県税事務所☎556-5099

## 税務課臨時職員 を募集します

- ▶雇用期間 平成26年1月14日(火)～3月31日(月)
- ▶勤務時間 午前8時30分～午後5時
- ▶勤務場所 税務課
- ▶業務内容 市県民税課税事務の補助(書類整理や簡単なパソコン操作など)
- ▶募集人数 8人
- ▶賃金 時給830円
- ▶面接日 12月18日(水)
- ▶申し込み 市販の履歴書(写真貼付)に必要な事項を記入の上、12月11日(水)までに税務課に持参してください。
- ▶選考方法 面接の上決定します。
- ▶問い合わせ 同課市民税担当(内線231)

## 平成25年分青色決算説明会などを開催します

青色決算書の作成方法や注意点などについて、次のとおり説明会を開催します。

開催日時	場 所	対 象
12月3日(火)午前10時～正午	豊野コミュニティセンター (加須市豊野台1-345-10)	営業・不動産所得を有する青色申告者(農業所得を除く)
12月3日(火)午後2時～4時	加須市商工会北川辺支所2階会議室 (加須市麦倉3658-1)	
12月4日(水)午後2時～4時	パストラルかぞ小ホール 加須市上三俣2255	
12月5日(木)午前10時～正午	商工センター401研修室	
12月10日(火)午前10時～正午	羽生市民プラザ大会議室 (羽生市中央3-7-5)	
12月11日(水)午後2時～4時	加須市騎西生涯学習センター 多目的ホール (加須市根古屋633-10)	記帳制度適用者
12月5日(木)午後2時～4時	商工センター 401研修室	
12月9日(月)午前10時～正午	ほくさい農業協同組合本店3階ホール (羽生市東7-15-3)	農業所得を有する青色申告者

### ▶注 意

- ・12月9日は農業所得のみの説明となります。
- ・加須市騎西生涯学習センターは駐車場が狭いため、車での来場はご遠慮ください。
- ・記帳制度適用者とは、前年または前々年の不動産所得、事業所得および山林所得の金額の合計額が300万円を超える白色申告者をいいます。

▶問い合わせ 行田税務署☎556-2121(自動音声案内で2番を選択)

## 償却資産の申告が必要です

平成26年1月1日現在、市内に事業用資産を所有している方または貸し付けている方は、税務署への申告とは別に市に対しても償却資産の申告をする必要があります。また、事務所や店舗を借りて事業をしている方(テナント)は、自分の費用で施工した内装、造作、建築設備などを償却資産として申告してください。

該当資産がない方、資産に増減がない方、廃業、解散、他市町村への転出、支店の閉鎖などをされた方は、必ず申告をお願いします。

期限間近は窓口が混雑しますので、早めに申告するようにご協力をお願いします。

### ▶申告が必要な方

法人や個人で、工場、商店、飲食店、美容室、事務所、農業などを経営している方、アパートや駐車場などを貸し付けている方

### ▶申告の対象となるもの

その事業のために用いることができる構築物、機械、器具・備品などで、耐用年数が1年以上で1品当たりの取得価額が原則10万円以上のもの

#### 【償却資産の申告対象となる品物の例】

アスファルト舗装、照明設備、看板、机・応接セット、レジスター、陳列ケース、厨房設備、乾燥機、受変電設備、動力運搬機など(詳しくは市ホームページを参照してください)

※自動車税・軽自動車税の対象になるものや、家屋として固定資産税の対象になるものは、償却資産の対象になりませんので、ご注意ください。

### ▶申告書提出期限 平成26年1月31日(金)

### ▶その他

前回申告している方には、11月下旬に償却資産申告書を送りますので、同封の手引きを参考に申告してください。なお、新規に事業を開始した方は、税務課資産税担当までご連絡いただくか、市ホームページから申告書をダウンロードして申告してください。

### ▶申告先・問い合わせ 税務課資産税担当(内線233)

## 白色申告者の「記帳・帳簿等の保存制度」の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち、前年分あるいは前々年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方は、「記帳と帳簿書類の保存」が必要でした。法改正により、平成26年1月以降から、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての白色申告者(所得税の確定申告をする必要のない方を含む)に「記帳と帳簿書類の保存」が必要になります。記帳・帳簿等の保存制度については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

▼問い合わせ 行田税務署 ☎55612

## 彩北広域清掃組合職員を募集します

121 (自動音声案内2番を選択)

▼募集職種 一般事務職

▼募集人数 1人

▼受験資格 次の全てに該当する方

- ①昭和58年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方で、大学・短期大学(修業年限2年以上の専門学校を含む)を卒業した方または平成26年3月31日までに卒業見込みの方
- ②普通自動車運転免許を取得している方

▼試験日 12月15日(日)

▼試験会場 行田グリーンアリーナ

▼申し込み 11月20日(水)から環境課、鴻巣市環境課および彩北広域清掃組合小針クリーンセンターで配布する受験案内・申込書に必要事項を記入の上、12月2日(月)〜6日(金)に同センター事務室へ持参してください。

▼問い合わせ 同センター ☎55913641

## 訂正とお詫び

「市報ぎょうだ」10月号に掲載した記事の一部に誤りがありました。次のとおり訂正の上、お詫び申し上げます。

3ページ 子ども医療費支給事業(正) 2億4千784万円

(誤) 1億8千611万円

33ページ はじめまして

(正) 平成24年10月生まれのおともだち(誤) 平成25年10月生まれのおともだち

## NPO法人C.I.L.ひこうせん 設立10周年記念事業 アート展「はばたく」

▼日時 12月4日(水)〜8日(日)午前10時〜午後5時

▼場所 埼玉県民活動総合センター(伊奈町内宿台6-26)

▼内容 NPO法人C.I.L.ひこうせんの5年間のアート活動の成果および同法人以外で活躍するアーティストの作品の展示

▼入場料 無料

### 障がい者アートの可能性

▼日時 12月8日(日)午後1時30分〜4時30分

▼内容 ①柴崎由美子さん(NPO法人エイブル・アート・ジャパン理事)による講演「創造するちからを、社会に。」  
②エイブル・アート・ムーブメントの活動から  
③さくまひできコンサート

▼参加費 500円(資料代)

▼主催 NPO法人C.I.L.ひこうせん、公益財団法人いきいき埼玉

▼問い合わせ NPO法人C.I.L.ひこうせん ☎55511100